

お知らせ

平成29年7月18日

資料提供：三次記者クラブ

河川内で伐採した木を無償配布します

河川内に繁茂している樹木は、洪水時に川の水を流す能力を低下させるなどの支障となるため、三次河川国道事務所では計画的に河川内の木を伐採しています。

今回この伐採した木を無償配布いたしますのでお知らせします。

- 配布期間：平成29年7月22日（土）～平成29年7月30日（日）
9：00～16：30
- 配布場所：三次市南畑敷町（馬洗川熊野橋より約200m上流の左岸側）
※別紙 配布場所案内図参照
- 手続き：事前に申込書に記入のうえ提出が必要です
- 樹種：桑 約400本、榎 約40本
柳 約1,400本、桜 約470本
- 寸法：末口 5～20cm程度で長さ 1.2m
末口 20～30cm程度で長さ 0.6m

●問い合わせ先 国土交通省三次河川国道事務所

副所長（河） 田村 実

【担当】河川管理課長 内田 敦久

【広報担当窓口】調査設計課長 砂堀 松男

TEL：(0824) 63 - 4121（代表）

FAX：(0824) 63 - 3132

手続き及び注意事項

【手続き】

- ①「申込書」に記入のうえ三次河川国道事務所河川管理課まで提出(持参、郵送)して下さい。 ※FAX不可

提出先 : 〒728-0011 三次市十日市西6-2-1

国土交通省 三次河川国道事務所 河川管理課
伐採木無償配布申込

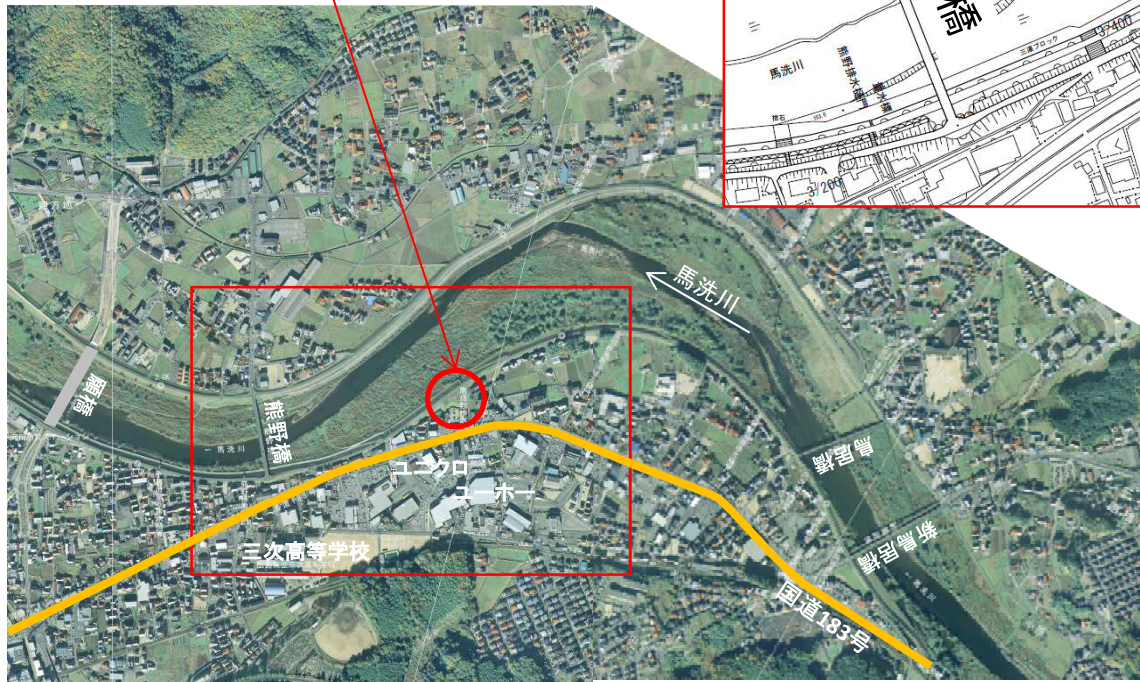
【注意事項】

- ①「申込書」を提出した頂いた方が配布の対象です。
※現地で本人確認を行う場合があります。
- ②配布は現地での先着順とし、無くなり次第終了と致します。
- ③積み込み、運搬作業は各自でお願いします。
- ④過積載防止を心がけ軽トラックなどへの積み込みをして下さい。
- ⑤しっかりと荷台に固定し、丸太等の落下には十分お気を付け下さい。
- ⑥現地でのケガや事故、第三者に損害を及ぼした場合、又は苦情等を受けた場合は自己責任の範囲とし、三次河川国道事務所は一切の責任、負担を負いません。
- ⑦丸太は第三者への転売等・営利目的に使用しないで下さい。
- ⑧提供後に違法行為(不法投棄等)の無いよう各自に責任において適切に管理して下さい。
- ⑨配布する伐採木の品質については、三次河川国道事務所では一切の責任を負いません。

配布場所案内図

配布場所へは、鳥居橋方面又は熊野橋方面から堤防道路を通過して下さい。

配布場所



2017.7.12現在の配布場所状況



申込書

《河川法第25条による河川産出物の採取に準ずる確認事項》

河川の名称 : 一級河川江の川水系馬洗川
採取の場所 : 広島県三次市南畑敷町地先

伐採木の配布あたり、以下について記入願います。

※この申込書で記入された情報については利活用状況の統計に用います。

※個人情報については第三者への開示、提供は行いません。

《記入枠》①～⑦に記入して下さい。(③、④、⑤については、該当に○を付けて下さい。)

①氏 名 :

②住所・連絡先 :

③採取の目的 : 薪 ・ ほだ木 ・ その他()

④河川の産出物の種類及び数量

種類 : ヤナギ等 数量 : 本

⑤採取の方法 : 河川区域内に集積された伐採樹木の搬出

軽トラック・1.5tトラック・2tトラック・その他()

⑥採取の期間 : 平成29年7月 日()

⑦伐採木等伐木配布に関するご意見ご要望など

- ・今後も伐採木の配布を 希望する ・ 希望しない
- ・ご要望(配布の時期、木の種類等)